

児童虐待



オレンジリボンには
子ども虐待防止の
願いが込められています

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待されている子どもたちを守ることができるのはあなたかもしれません

令和4年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1,039件でした。
また、令和3年度の全国の児童虐待による死亡事例数は、74件におよんでいます。

「しつけ」と「虐待」の違い
しつけとは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

虐待とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者が「もう一生懸命で、子どもをかわいいと思っただけでも、しつけのつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

気になることがあったら通告を
通告とは「気になることを相談する(こ)い」です。

あなたの判断で、しつけの限

度を超えている、子どもへの関わり方がおかしい、と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気付き守ることが出来るのはあなたかもしれません。

障害者の暴力

障害者への虐待はあつてはならないことですが、虐待をしている人も受けている人も虐待であることに気づかないまま日常生活で虐待を行っている場合があります。

虐待を発見した人は、秘密は厳守されますので安心して相談窓口への通報をお願いします。
電話・FAXでも結構です。

障害者虐待になる行為とは

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷や痛みを与えたり、身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的に苦痛を与える
性的虐待	性的な行為やその強要
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したり本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
放置・放任 ネグレクト	食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育受けさせないなど、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる

三好市 障害者虐待防止センター 三好市長寿・障害福祉課内	☎ 72-7610	☎ 72-7605
障がい者生活支援センター はくあい	☎ 72-2251	☎ 72-2477
ワークサポートやまなみ	☎ 79-3937	☎ 79-3927

障害者差別解消法 ～共生社会の実現のために～

障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。
障害のある人とない人がお互いに理解し合える「共生社会」の実現に向けて、一人ひとりが積極的に取り組みましょう。

「合理的配慮」を知っていますか？

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

- 筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う
- 段差がある場合は、携帯スロープを設置する、高い所に陳列された商品を取って渡すなど物理的環境への配慮を行う

相談窓口（窓口・電話・FAX）

三好市長寿・障害福祉課 ☎ 72-7610 ☎ 72-7605
※秘密は厳守されますので、ご安心ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

[24時間通話料無料]
お近くの児童相談所につながります



DV相談

#8008

性暴力被害相談

#8891

性暴力被害者支援センター よりそいの樹 とくしま西部

同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力です。あなたやあなたの周りの誰かが被害に遭われた時はご相談ください。

☎ 0883-52-5111

児童虐待になる行為とは

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする
養育の拒否 ネグレクト	食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やケガをしても病院に連れて行かない
心理的虐待	言葉で脅かす、無視する、子どもの前で家族に暴力をふるう(DV)

西部こども
女性相談センター
(児童相談担当)
☎ 0883-53-3110

三好市
子育て支援課
☎ 72-7666

11月12日～25日は
女性に対する暴力をなくす運動期間です

女性への暴力



パープルリボンには
女性への暴力根絶の
願いが込められています

女性に対する暴力とは

身体的暴力	たたく、ける、突き飛ばす、物を投げる
精神的暴力	怒鳴る、脅す、侮辱する、無視する
社会的暴力	携帯をチェックする、友達や実家との付き合いを制限する
性的暴力	無理にキスや性行為をする、避妊に協力しない
経済的暴力	生活費を渡さない、勝手に借金をする

暴力は、性別や年齢、間柄を問わず決して許されるものではありません。特に配偶者や恋人からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、子どもがいる場合は児童虐待にもつながります。内閣府が実施した調査によると、女性の4人に1人が「暴力を受けたことがある」と回答しています。
この運動をきっかけとして、暴力による人権侵害について考えてみませんか。

一人で悩まず、まずは相談を

西部こども女性相談センター
女性支援担当 ☎ 0883-53-56-2109
では、暴力を始め女性の自立のための問題(家族関係・離婚・経済的問題)についても相談を受け付けています。



～夢来人イルミネーション～

2023 12.2 [土] ~ 2024 1.10 [水]
17:00 ~ 22:00

12.24, 12.25 はオールナイト点灯!
池田へそっこ公園
JR 阿波池田駅東隣

12/2 土 12:00 ~ 18:00
池田へそっこ公園

オープニングセレモニー

バンド演奏、ゆりり、池田高校吹奏楽部、池田小学校金管バンド、ゆりり、スタジオFUN、やましろAKB、チアダンスチームi☆Ris、スペシャルゲスト「徳島県警察音楽隊」、池田中学校吹奏楽部など

X'mas マーケット in 池田

温かい飲み物やスイーツ、雑貨などを
ご用意しています!

お問い合わせ先
池田冬のオブジェ 2023
実行委員会 阿波池田商工会議所内
☎ 72-0143

**税の納め忘れは
ありませんか?**
徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、連携して県下一斉に県税・市町村税の徴収を強化しています。

- ① 徴収強化の取組み
滞納処分の強化
市税の滞納者の方で、完納に向けた納付の意思が認められない方、納付約束を守られない方などに、勤務先への給与照会や金融機関等へ財産調査を実施し
- ② 徴収強化の取組み
滞納処分の強化
市税の滞納者の方で、完納に向けた納付の意思が認められない方、納付約束を守られない方などに、勤務先への給与照会や金融機関等へ財産調査を実施し
- ③ 滞納処分の強化
市税の滞納者の方で、完納に向けた納付の意思が認められない方、納付約束を守られない方などに、勤務先への給与照会や金融機関等へ財産調査を実施し

夜間窓口
11月27日～12月1日
17時15分～20時

休日窓口
12月2日～12月3日
9時～17時

※市税とは、市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。
納税相談の際の準備物
税務課からの送付物(納付書、督促状、催告書など)
※納税相談に来られる方は、生活状況がわかる書類や通帳と印鑑をご持参ください。

お問い合わせ先
三好市税務課 ☎ 72-7636

徳島県保険者協議会からのお知らせ

定期的に健診・検診を受けましょう
検診を受けて防げる病気があります

予防 できる	特定健診	心臓病 脳卒中 透析 寝たきり 歯の喪失
	高齢者の健診	
	歯科健診	
早期 発見 できる	がん健診	がん治療

徳島県保険者協議会 事務局 徳島県・徳島県国民健康保険団体連合会 ☎ 088-666-0112

徳島県保険者協議会は、みなさんそれぞれが加入している徳島県の公的医療保険者が集まってできた団体です。

11月～12月は
県税・市町村税
県下一斉徴収強化月間

応募資格
プロ・アマ問わず、どなたでも
応募できます。

千年のかくれんぼ
三好市の自然景観、文化財、伝統芸能、イベント、お祭り、街並みなどを感性豊かに表現した観光写真や感動体験、思い出など共感できる作品をご応募ください。

応募締切
令和6年1月15日

その他
選考基準や応募規定など詳細につきましては、三好市観光サイト「大歩危・祖谷ナビ」に掲載していますので、必ずご確認ください。

大歩危・祖谷ナビ
☎ 70-5804

お問い合わせ先
一般社団法人
三好市観光協会内
千年のかくれんぼ
フォトコンテスト事務局
☎ 70-5804

◎ 投稿写真のキャプションには必ず撮影日と撮影場所を記載してください。
◎ アカウントを非公開とされている場合は応募対象外となります。
◎ 過去投稿へのタグ付けも可能ですが、令和4年1月1日以降に撮影された作品に限ります。

募集テーマ
にし阿波・剣山・吉野川観光圏
ブランド 콘텐츠

応募締切
令和6年1月15日

お問い合わせ先
三好市観光協会
@miyoshi_kankou
☎ 70-5804



応募方法
三好市観光協会 @miyoshi_kankou
四国カメラ部 @shikokucameraclub
徳島県三好市 @miyoshicity

3つのアカウントをフォローし、ハッシュタグ「#千年のかくれんぼ_miyoshifinder_2023」をつけて投稿すれば応募完了です。

募集!
2024年度 三好市
集落支援員

できる方
任期 2024年4月1日から1年間
給与 月額 158800円から 178640円
※給与・手当の額は、条例改正等により変更されることがあります。

各種手当
三好市会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当を支給します。

申込受付期限
12月8日(12月8日必着)

申込方法
募集要項記載の必要書類を、地方創生推進課まで持参または郵送ください。
※詳細は、募集要項に記載しています。募集要項・申込書類は地方創生推進課および各支所にてお渡しできます。また、三好市のホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ先
お申し込み先
三好市地方創生推進課
☎ 72-7607